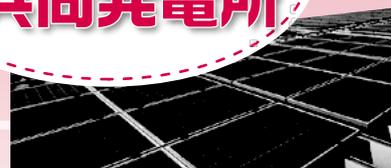




# 自然エネルギーは 地域のもの

No. 52

コナン市民  
共同発電所



## 電力モニター実証実験に 協力いただける家庭を募集します

☎地域創生推進課(地域エネルギー室)〔東庁舎〕  
☎71・2302 ☎72・2201

市では、市内事業所7社などと一緒に関西電力株式会社と共同で地域新電力事業を行う「こなんウルトラパワー株式会社」を設立し、現在、市内62か所の公共施設へ電力を供給しています。

平成30年度から予定している市内家庭への電力販売に向けて、モニター家庭の募集説明会を行います。

モニター特典も  
あります！

### モニター家庭募集説明会

#### ■日時

- ① 4月14日(金)午後3時～
- ② 4月15日(土)午前10時～
- ③ 4月15日(土)午後1時～

#### ■場所 共同福祉施設(サンライフ甲西)

※応募条件などは説明会でお話します。

## コナン市民共同発電所

### 1月の 発電結果

#### ・初号機(バンバン発電所/設備容量20.8kW)

発電量 **1,288**kWh (一般家庭約4軒分)

売電額 **55,641**円

#### ・式号機(甲陸発電所/設備容量105.6kW)

発電量 **4,706**kWh (一般家庭約15軒分)

売電額 **203,299**円

#### ・参号機(十二坊温泉ゆらら発電所/設備容量16.3kW)

発電量 **716**kWh (一般家庭約2軒分)

売電額 **24,744**円

#### ・四号機(柑子袋まちづくりセンター発電所/設備容量23.6kW)

発電量 **1,270**kWh (一般家庭約4軒分)

売電額 **43,891**円

※1軒あたり月間電力使用量=300kWhで換算

プロバイダ業者が自社のサービスと光回線をセットで販売しているもので、工事をすることなく「転用(切り替え)」という簡易な手続きだけで契約先が変更になります。転用には、利用者が大手通信事業者から転用承諾番号を取得し、その番号を事業者に伝えなければなりません。転用番号には15日間の有効期限があり、また再取得すると以前の番号は無効になります。契約していたプロバイダの解約手続きは利用者がしなくてはならず、その際解約料を請求

大手通信事業者の代理店から「光回線料とプロバイダを一本化すると安くなる」と電話勧誘を受け、契約中の大手通信事業者の新サービスと、思いついて契約した。担当者に言われるままにパソコンを操作し転用承諾番号を取得し伝え、代理店を検索すると、評判がよくないので解約したい。

☎消費生活センター〔東庁舎〕  
☎71・2360  
☎72・3788

されることもあります。通信に関する契約は複雑なので、送付された契約内容確認書面で申し込んでいないオプションなどが含まれていないかなども確認するようにしましょう。

クーリング・オフ制度はありませんが、契約書面を受け取った日を初日として8日間利用者の都合だけで契約を解除できる初期契約解除制度があります。電話勧誘販売や訪問販売だけでなく、通信販売や店舗販売などの販売方法でも書面で契約解除を通知することで解約になります。この制度で契約解除した場合、契約解除までに利用したサービス料などは負担しなければなりません。違約金などの費用は契約書面に表示があっても支払う必要はありません。

消費者  
悩みの相談室

「転用」に気をつけよう！  
気づけば契約先が変更になってしまっていることも